

自然再生基本方針の見直しについて

環境省自然環境局自然環境計画課長 鳥居 敏男

1. はじめに

自然再生推進法が制定されて今年で13年になる。過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的に掲げた本法は、当時、規制が中心であった自然環境保全施策から一歩進んだより能動的な施策として画期的であった。自然は本来、自己再生する力を持っているが、損なわれた状況によっては、元どおりにならなかつたり、その回復に長期間を要する。本制度は、科学的な検討のうえ、人の手を加えながら自然を再生し、モニタリング結果を踏まえて必要に応じ手法の見直しを行うという順応的な管理を旨としている。法成立後、河川、湿原、藻場、干潟、里地里山、サンゴ礁などの自然環境の再生を目指して、法に基づく自然再生協議会が全国で設置された。公的機関に加えてNPOや専門家をはじめとする地域の多様な主体が参加する協議会において、自然再生の対象範囲や目標、手法について議論を交わし、地域主導のボトムアップ型で事業の具体的内容を決めていく手法は、当時としては非常にユニークな方法であったのではないかと思う。私は平成14年から現地の出先機関で釧路湿原の自然再生に関わり、参加者100人を超える協議会を関係省庁や地域の

関係者と協力して運営し、湿原や森林の再生、普及啓発に取り組んだ経験があるが、その合意形成に腐心したことが懐かしく思い出される。

自然再生基本方針は、自然再生推進法第7条の規定により、自然再生に関する施策を総合的に推進するものとして、政府が閣議決定することとされており、その案の作成にあたっては、環境大臣が農林水産大臣及び国土交通大臣と協議し、広く一般の意見を聴いて行うこととされている(表1参照)。現在、全国で25箇所の法に基づく自然再生協議会が設置され、36の自然再生事業が実施されている(図参照)。

○自然再生基本方針に定められる事項

(法第7条第2項)

- (1) 自然再生の推進に関する基本的方向
- (2) 自然再生協議会に関する基本的事項
- (3) 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- (4) 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- (5) その他自然再生の推進に関する事項

表1

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻穂遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	程原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	横野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霧ヶ浦田村・沖宮・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原自然再生協議会	H17.12.2
⑰	石西徳湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	電車自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
㉑	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉒	久保川イーハートープ自然再生協議会	H21.5.16
㉓	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
㉔	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
㉕	多々良沼・城沼自然再生協議会	H24.1.22
㉖	高安自然再生協議会	H26.1.14

2. 自然再生基本方針の見直しについて

前回の見直し（平成20年10月）から5年以上が経過し、主として次のような点を踏まえた見直しを行う必要が生じた。

- 全国の自然再生事業が調査・計画段階から実施段階に移行したことに伴う技術的、組織的課題が顕在化したこと。
- 生物多様性条約第10回締約国会議（平成22年10月）において採択された「愛知目標」を踏まえ、改定生物多様性国家戦略（2012-2020）が策定されたこと。
- 東日本大震災の発生や関係法令の改正など、自然再生を取り巻く状況の変化が生じたこと。

検討に際しては、平成25年7月から自然再生専門家会議（表2参照）を5回開催し、自然再生協議会及び法定外協議会からのヒアリング、日本学術会議や自然保護団体との意見交換、パブリックコメントの実施などを経て、平成26年11月7日に閣議決定された。主な見直しのポイントは次のとおりである。

- ① 自然再生の本格実施に伴う課題の解決
自然再生の取組の継続性確保という課題に対し、担い手の育成や新たな協力者の確保、企業や大学との連携等が重要
- ② 自然再生の広域的取組への展開
広域的取組の推進に向け、地域住民等が行う小さな自然再生や、民間団体が主導する取組を各地に広げていくことが必要
- ③ 「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生
関係法令の改正を踏まえ、自然再生に取り組む際に希少種保全や外来種対策に留意
- ④ 東日本大震災を踏まえた自然再生
森・里・川・海のつながりを意識しながら、生態系の回復状況をモニタリングし、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要
- ⑤ 生物多様性国家戦略（2012-2020）の促進
生物多様性国家戦略（2012-2020）の策定を踏まえ、自然再生の実施に際してはこれを基本として取り組む
- ⑥ 各省の施策の反映
各省の推進施策を踏まえ、自然資源を生かした観光の促進や、河川・都市公園など社会資本の整備と併せた生物の生息環境の確保を推進
- ⑦ 自然再生の果たす役割
自然再生の認知度の向上を図るとともに、自然再生が果たす地域コミュニティの再生や美しい景観の形成といった役割も重要
- ⑧ 自然環境学習の推進
自然環境学習の計画的、継続的な実施に向け、

学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムの作成が重要

○自然再生専門家会議委員	
池谷 奉文	公益財団法人日本生態系協会会長
大和田 紘一	東京大学名誉教授
近藤 健雄	日本大学理工学部海洋建築工学科教授
※進士五十八	東京農業大学名誉教授
鈴木 和夫	独立行政法人森林総合研究所理事長
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
中村 太士	北海道大学大学院農学研究院教授
広田 純一	岩手大学農学部共生環境課程教授
三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院人間環境学科教授
吉田 正人	筑波大学大学院人間総合研究科教授
鷲谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
和田 恵次	奈良女子大学大学院自然科学系教授
※委員長	(五十音順、敬称略)

表2

3. おわりに

人口の減少、高齢化そして地方の過疎化が全国的に進行するなか、自然環境を管理する担い手の不足が深刻化している。このような状況は生物多様性にとっても悪影響を及ぼし、里地里山に生きてきたメダカやタガメなど、かつては身近な生き物だった種が絶滅の危機に瀕している。「自然再生」とは単に自然を元どおりにする作業ではない。そこに関わる多様な主体が地域の自然を誇りに思い、同じ目標に向かい取り組むことは、地域づくり（地域コミュニティの再生）という自然再生のもう一つの役割にもつながるものである。

また、自然再生推進法の手続きによらずとも、身の回りの自然再生に個人や小規模なグループで取り組む「小さな自然再生」は、早期に実施できるほか、全国各地で取り組まれることにより、広域的な自然再生につながることを期待できる。今回の見直し検討に当たった専門家会議においても多くの委員からこのような「小さな自然再生」の推進が必要であること、まずは事例を把握することが重要なことなどの言及があった。

生物多様性国家戦略（2012-2020）においては「森・里・川・海のつながりの確保」が重要な施策の一つとして掲げられている。「小さな自然再生」は、地域の生態系をつなげ、支えていくために重要と考えられ、各地の河川においてもこの取組が広がっていくことが期待される。

環境省では、現在、国土レベル、地域レベルでの生態系ネットワークの形成を目指し、生物多様性の保全上重要な海域、里地里山、湿地の選定作業を進めている。「小さな自然再生」は、地域レベルでの生態系の回復に役立つものであり、各地の取組を支援する方策を関係省庁とも連携しながら検討したいと考えている。